

令和5年度
包括外部監査結果報告書
【概要版】

「委託に関する事務の執行について」

吹田市包括外部監査人
弁護士 久保井 聡明

目次

第1編 外部監査の概要.....	3
第1 監査の種類.....	3
第2 選定した特定の事件（テーマ）.....	3
1 テーマ.....	3
2 監査対象部局.....	3
3 監査対象期間.....	3
4 特定の事件との利害関係.....	3
第3 特定の事件（テーマ）を選定した理由.....	3
第4 外部監査の方法.....	4
1 監査の視点.....	4
2 主な監査手続・監査の手法.....	4
第5 包括外部監査実施期間.....	4
第6 外部監査人及び監査人補助者.....	4
1 外部監査人.....	4
2 監査人補助者.....	4
3 利害関係.....	4
第2編 契約事務の全般に関する報告.....	6
第1 吹田市における契約事務の概要.....	6
1 吹田市行政組織図（監査対象契約に関する組織を抜粋したもの）.....	6
2 吹田市の契約事務に関連する組織の概要.....	7
(1) 契約検査室について.....	7
(2) 入札等監視委員会について.....	7
(3) 事業者選定委員会.....	7
第2 吹田市の契約事務に関する規程の概要.....	7
1 制限付一般競争入札について.....	7
2 指名競争について.....	8
3 随意契約について.....	8
4 プロポーザル方式について.....	8
5 長期継続契約について.....	8
第3編 令和4年度における委託契約の概況.....	9
第1 契約件数・契約金額と契約方式等の傾向.....	9
1 吹田市全体の状況.....	9
2 各分析.....	9
(1) 同一契約先・契約金額が継続している契約.....	9
(2) 随意契約（2号該当）のうちプロポーザル契約が占める割合について.....	10
(3) 契約手法ごとの落札率・決定率の分布.....	11
(4) プロポーザル方式の応募状況.....	12

第2	本監査における簿冊調査の対象.....	13
第4編	各室課に対する契約事務に関する共通質問と回答.....	14
第1	各室課に対する契約事務に関する共通質問.....	14
1	共通質問を行った目的.....	14
2	共通質問の照会先の室課.....	14
第2	共通質問の内容及び回答.....	14
第5編	意見と結果のまとめ.....	17
第1	総論的な意見—大きく分けると3点.....	17
第2	各論 - 個別契約事務に関する意見及び結果.....	21
第6編	まとめ.....	34

第1編 外部監査の概要

第1 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項から第 3 項まで及び吹田市外部監査契約に基づく監査に関する条例の規定に基づく包括外部監査

第2 選定した特定の事件(テーマ)

1 テーマ

吹田市における委託に関する事務全般を監査対象とする。ただし、令和 4 年度の包括外部監査の対象となった指定管理にかかる契約については、監査の対象から除外した。

2 監査対象部局

契約検査室及び委託に関する事務を実施している全部署

3 監査対象期間

原則として、令和 4 年度に締結した委託契約を対象とし、必要に応じて、その前後の期間も含めた。

4 特定の事件との利害関係

外部監査人及び補助者と特定の事件との間に地方自治法第 252 条の 29 に該当する利害関係はない。

第3 特定の事件(テーマ)を選定した理由

吹田市によると、平成 30 年度の委託料は 149 億 1544 万 698 円であるのに対し、令和 4 年度は 238 億 4743 万 6881 円と、89 億 3199 万 6183 円増加している。ホームページ上で公開されている契約検査室オープンデータでも、決算額 500 万円以上の件数は平成 30 年度が 568 件であるのに対し、令和 4 年度は 737 件と 169 件増加している。平成 30 年度一般会計歳出決算額が 1269 億 3226 万 2928 円、令和 4 年度が 1567 億 5186 万 2195 円であり、委託料の決算額のなかで占める割合は、平成 30 年度の約 11.75%から令和 4 年度の約 15.21%と増加傾向にある。

	一般会計歳出決算額	委託料額(決算額に占める%)	500万円以上の件数
平成30年度	1269 億 3226 万 2928 円	149 億 1544 万 698 円 (約 11.75%)	568 件
令和4年度	1567 億 5186 万 2195 円	238 億 4743 万 6881 円 (約 15.21%)	737 件
増加額(率) 増加件数	298 億 1959 万 9267 円 (約 23.49%増)	89 億 3199 万 6183 円 (約 59.88%増)	169 件 (約 29.75%増)

(※指定管理にかかる契約の委託料・件数も含む)

委託契約は吹田市第 4 次総合計画(計画期間:平成 31 年度から令和 10 年度)における行政資源の効果的活用を達成する上で欠かせないが、①委託事務の必要性、②契約方法・価格の適切性、

③透明性・競争性の確保、④実績・効果の適切な把握・検証、⑤再委託の適切性等、様々な論点がある。吹田市ではこれまでも監査委員監査や入札等監視委員会で委託について様々な検証を行い、改善をしてきているところであるが、第4次総合計画の折り返し地点で、包括外部監査においても、上記各視点に基づいて部局横断的に検証することは、市全体への波及効果が高く有意義と考えテーマ選定を行った。

第4 外部監査の方法

1 監査の視点

次頁の「委託についての監査の視点」のとおり。

2 主な監査手続・監査の手法

- 契約検査室のヒアリング
- 全室課に対して委託契約に関する共通アンケート調査
- ヒアリング、共通アンケート結果、提供を受けた委託契約データ等をもとに簿冊調査の対象を決定し（令和3年度10件、4年度90件の合計100件）、補助者を3チームに分けて調査
- 簿冊調査の結果をもとに対象の室課にヒアリング実施

第5 包括外部監査実施期間

監査対象の部署に対し、令和5年4月2日から令和6年1月31日までの期間で監査を実施した。

第6 外部監査人及び監査人補助者

1 外部監査人

弁護士 久保井 聡明（久保井総合法律事務所）

2 監査人補助者

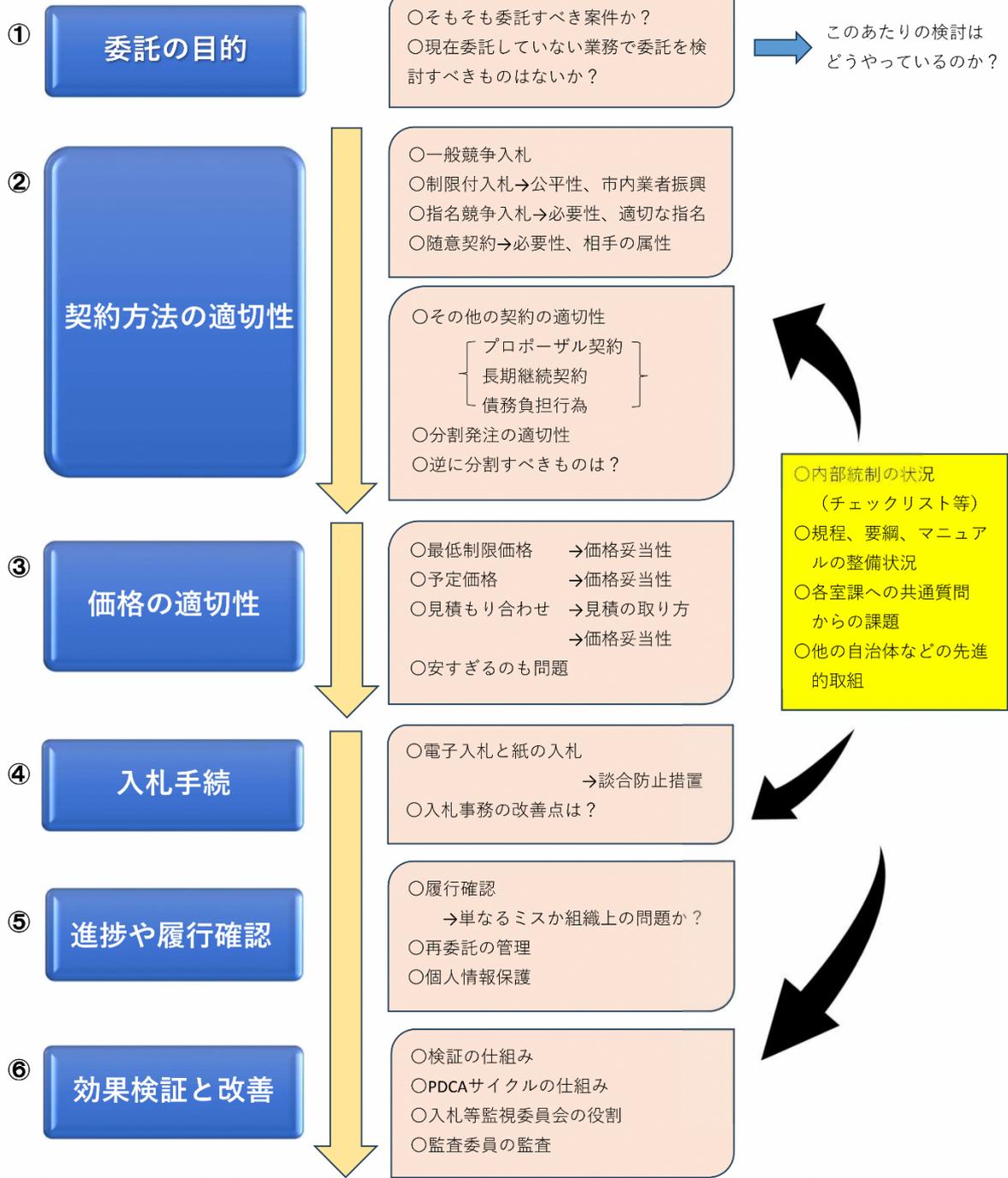
外部監査人は、地方自治法第252条の32第1項に基づき、次の者を監査事務の補助にあたらせた。

弁護士 東 尚吾（山口法律会計事務所）
弁護士 幡野 有紀（橋森・幡野法律会計事務所）
弁護士 城之内 太志（森・吉村法律事務所）
弁護士 中村 和寛（久保井総合法律事務所）
弁護士 若林 直樹（弁護士法人関西法律特許事務所）
公認会計士 浦野 清明（株式会社プロシード）

3 利害関係

吹田市と包括外部監査人及び補助者との間には、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

<委託についての監査の視点>



※前提となる数値の把握と分析

- 必要なデータは何か？
- ①委託の全体の件数・金額
- ②うち一般、指名、随意契約などの割合
- ③入札の落札率、入札流れの件数
- ④随意契約関連の統計（同一委託先への同一金額での割合、その他）
- ⑤外郭団体への委託関係
- ⑥その他

第2編 契約事務の全般に関する報告

第1 吹田市における契約事務の概要

1 吹田市行政組織図（監査対象契約に関する組織を抜粋したもの）

吹田市行政組織図概要 令和4年（2022年）4月1日



網掛け()は令和4年度の個別契約抽出件数、[]は令和3年度の同抽出件数

2 吹田市の契約事務に関連する組織の概要

(1) 契約検査室について

総務部契約検査室は、物品購入契約、工事等に係る契約及び検査、競争入札参加資格審査及び指名選定、契約事務の調整を担当する部署である。

工事及び工事に係るコンサル業務の契約については、契約検査室が契約手続き全般について担当する。

一方、その他の委託契約については原則として所管課が契約にかかるすべての手続きを担当し、契約検査室は所管課からの相談等に対応するサポート的な役割を担当している。具体的には、各所管課がプロポーザルで事業者選定を希望する場合に、その適否を検討する会議（執行予定額 1000 万円以上の場合は入札等監視委員会、同 1000 万円未満の場合は公共工事等入札・契約制度改善検討委員会）を開催し、所管課と事前協議、資料のとりまとめ等の会議の開催にかかる事務処理を行うこと、及び、随意契約の予定価格の適正性に関する合議を行うこと（部長級決裁、予定価格 3000 万円以上）、契約のガイドライン、手引き、契約事務チェックリスト、契約事務進捗管理表の提供、入札等監視委員会の運営を通じての監視、ホームページにおける契約事務のオープンデータ公表（委託金額（決算額）500 万円以上の委託契約一覧、過去 5 年間で委託料又は委託先が 3 年以上変化のない業務一覧等）、及び、各室課からの契約に関する相談への対応である。

(2) 入札等監視委員会について

吹田市入札等監視委員会は、入札及び契約についての調査審議に関する事項を担当する市長の附属機関であり、3名の学識経験者により構成されている（執行機関の附属機関に関する条例、吹田市入札等監視委員会規則）。

上記のとおり、入札等監視委員会が担当する事務は入札及び契約についての調査審議であり、主として契約方法の適切性、価格の適切性、入札事務・契約手続について調査を行うとともに、執行予定額 1000 万円以上の契約についてプロポーザル方式採用の適否を判断する。

(3) 事業者選定委員会

都市魅力部、児童部、福祉部、環境部など、附属機関として事業者選定委員会が設置されている場合、これらの事業者選定委員会が、プロポーザル方式の採用の適否の判断、及び、価格の適切性を含む最優秀提案事業者の決定を行う。

内部組織として選定委員会が設置されている場合は、委託業務の概要やプロポーザル方式採否の理由等を記載した基本方針を作成し、上記のとおり入札等監視委員会がプロポーザル方式採用の適否を判断する。プロポーザル方式が採用された後は、プロポーザル選定委員会が価格の適切性を含む最優秀提案事業者の決定を行う。

第2 吹田市の契約事務に関する規程の概要

1 制限付一般競争入札について

吹田市では、制限付一般競争入札の実施の対象となる契約は、工事は予定価格が 1000 万円以上、工事に係るコンサルタント業務は予定価格が 100 万円以上、物品購入については予定価格が 1000 万円以上となっており、業務委託については特に金額による規定はない（吹田市物品購入契約等に係る制限付一般競争入札実施要項第 2 条第 1 項）。

2 指名競争について

指名競争入札参加業者を指名するに際しては、なるべく 5 名以上の者を「入札参加有資格者名簿」に登録されている者のうちから指名しなければならない（吹田市財務規則（以下「財務規則」という）第 107 条の 2 第 1 項）。

また、指名業者を選定するときは、公正な競争及び契約の適正な履行が確保されると認められる限りにおいて、市内本店事業者及び市内支店事業者の順に、これらの者を優先的に選定するものとされている（吹田市契約の相手方の資格及び選定方法に関する規程第 9 条第 2 項）。

3 随意契約について

吹田市では、随意契約を法令等遵守のもとに公正かつ統一的にを行い、各所管における契約事務の適正化に資するため、随意契約ガイドライン（以下「随契ガイドライン」という）を定めた。

随契ガイドラインでは、予定価格の決定方法について、①市が設計書を作成している場合は設定金額を予定価格とする、②当該業務等の予算額が確定している場合は、予算額をもとに、発注時の業務等の内容、これまでの契約実績額等についても考慮して定める、③それ以外の場合は、契約予定者等からの見積書等をもとに、これまでの契約実績額等についても考慮して定めるか、過去の同種業務等の契約実績額等を参考にして定めると規定されている。

4 プロポーザル方式について

吹田市では、プロポーザル方式により契約候補者を選定するにあたり、共通して遵守すべき手続等に必要な基本事項を定めることにより、契約の公平性、透明性、客観性及び競争性を確保し、適正かつ円滑な運用を行うことを目的として「吹田市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」を策定した。

5 長期継続契約について

吹田市では「吹田市長期継続契約に関する条例」を制定し（平成 24 年 10 月 1 日施行）、地自法で認められている電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約以外に、事務機器や車両等を借り入れる契約で、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるものや、庁舎の維持管理その他の役務の提供を受ける契約で、経常的かつ継続的に当該役務の提供を受ける必要があるものについて、長期継続契約を締結することができることとした（同条例第 2 項）。

吹田市長期継続契約に関する条例第 3 条では、「この条例に定めるもののほか、長期継続契約に関し必要な事項は、市長が定める。」と規定されている。

第3編 令和4年度における委託契約の概況

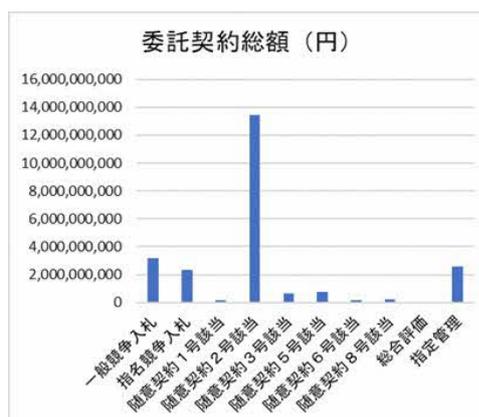
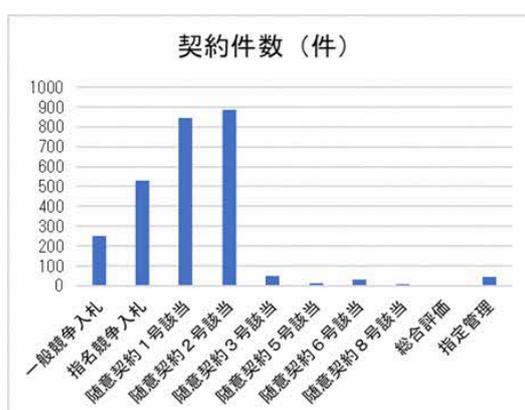
第1 契約件数・契約金額と契約方式等の傾向

1 吹田市全体の状況

【令和4年度決算・委託料（契約方法ごと件数・総額）】

契約方法	契約件数(件)	総契約件数に占める割合	委託契約総額(円)	委託料総額に占める割合
一般競争入札	249	9.37%	3,154,410,701	13.39%
指名競争入札	528	19.86%	2,346,323,148	9.96%
随意契約1号該当	846	31.83%	172,867,738	0.73%
随意契約2号該当	884	33.26%	13,433,718,245	57.00%
随意契約3号該当	50	1.88%	669,850,746	2.84%
随意契約5号該当	12	0.45%	792,845,639	3.36%
随意契約6号該当	33	1.24%	172,134,037	0.73%
随意契約8号該当	9	0.34%	230,033,606	0.98%
総合評価	2	0.08%	26,512,200	0.11%
指定管理	45	1.69%	2,567,799,541	10.90%
合計	2,658	100.00%	23,566,495,601	100.00%

※ 随意契約第2号の委託料総額のうち30億3493万9476円(約22.59%)はプロポーザル方式を採用した契約



2 各分析

(1) 同一契約先・契約金額が継続している契約

監査人において遡ることのできた平成26年度分から直近の令和4年度まで(合計9年間)を統合すると、うち51件の委託契約が9年間同一の委託先であることが分

かった。その令和4年度委託料総額（決算額）は27億3043万1228円であり、一般会計全体の令和4年度委託料決算総額238億4743万6881円の約11.45%を占める。

この9年間同一の委託先である契約51件について、その契約方法等別に分析すると以下のとおりであった。委託件数ベースであれば随意契約第2号該当が最も多く、委託料総額では一般競争入札が最も多い結果となった。

【同一契約先が9年継続している契約方式・契約数・合計委託料】

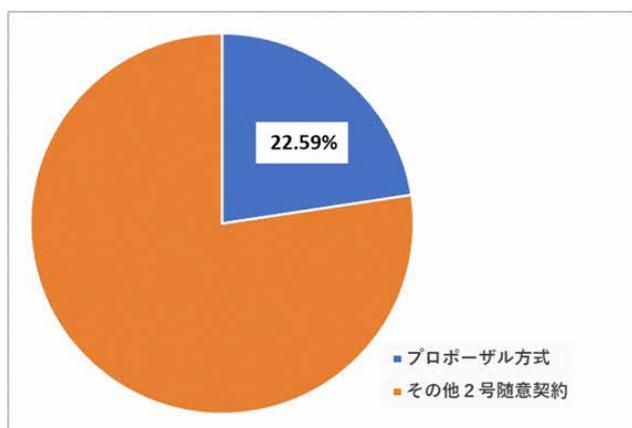
契約方法	契約数	合計委託料
一般競争入札	7	1,044,554,864
指名競争入札	8	230,919,712
随意契約(2号該当)	32	884,828,522
随意契約(3号該当)	4	341,574,090
随意契約(6号該当)	1	13,077,240
随意契約(8号該当)	3	215,476,800
合計	55	2,730,431,228

※同一委託先契約の総数（51件）と上記表の契約数（55件）が一致しないのは年度途中で契約終了し、改めて契約したものが含まれるためである。



(2) 随意契約(2号該当)のうちプロポーザル契約が占める割合について

【随意契約(2号該当)委託料総額に占めるプロポーザル契約委託料の割合】



(3) 契約手法ごとの落札率・決定率の分布

【契約手法ごとの落札率・決定率の分布】

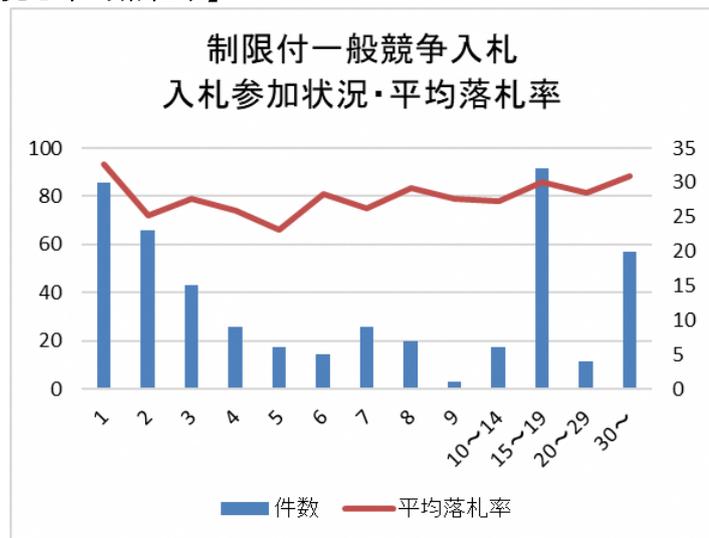
落札率・決定率	制限付一般競争入札	指名競争入札	随意契約(プロポーザル除く)	プロポーザル
～10%未満	1	0	0	0
10～20未満	1	0	0	0
20～30未満	1	0	0	0
30～40未満	2	6	0	0
40～50未満	3	7	0	0
50～60未満	7	9	0	0
60～70未満	6	11	0	0
70～80未満	49	10	1	0
80～90未満	58	18	2	1
90～100未満	26	52	20	16
100%	13	10	147	9
平均	82.4%	81.3%	99.5%	97.2%

※プロポーザルのうち、吹田市ふるさと寄附金中間業務は未集計

吹田市入札等監視委員会に提供される契約方式別発注工事等一覧表のうち委託契約に関する情報から契約方式ごとの落札率・決定率の傾向を分析したところ、競争入札の手法が随意契約の決定率と比較して相対的に低く、競争入札の手法によることが価格面でより優位であることが読み取れる。

【制限付一般競争入札の入札参加状況と平均落札率】

入札参加数 －辞退数 (者)	契約件数 (件)	平均落 札率 (%)
1	30	93.2
2	23	72
3	15	79.1
4	9	74.1
5	6	66.2
6	5	80.7
7	9	74.8
8	7	83.4
9	1	78.8
10～14	6	78
15～19	32	85.9
20～29	4	81.5
30～	20	88.5



【指名競争入札の入札参加状況と平均落札率】

入札参加数 －辞退数 (者)	契約件数 (件)	平均落 札率 (%)
1	8	97.5
2	7	86
3	16	77.4
4	19	84.8
5	20	74.8
6	5	89.5
7	16	79.7
8	7	71.7
9	6	84.3
10	7	85.7
11	7	81.9
12	1	94.7

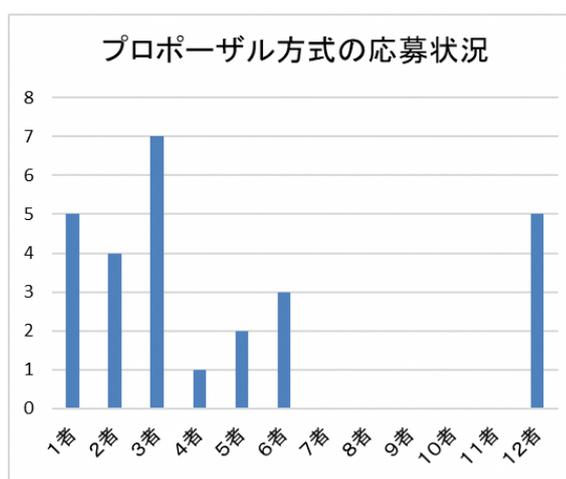


上記の分布を比較すると、制限付一般競争入札の場合の入札参加数－辞退数（実質参加数）が「1」者である契約が最も多く、続いて、「2」「3」者と続いており、他方で、指名競争入札の場合の入札参加数－辞退数（実質参加数）は「5」者が最も多く、続いて、「4」「3」「7」者が多い。制限付一般競争入札は15者以上の参加の場合も多くあるため一概には言えないが、実質参加数の最大値の比較という意味においては、制限付一般競争入札よりも指名競争入札のほうがより競争原理が働いている可能性がうかがえた。

(4) プロポーザル方式の応募状況

【プロポーザル方式の応募状況】

応募者数(者)	契約件数(件)
1	5
2	4
3	7
4	1
5	2
6	3
7	0
8	0
9	0
10	0
11	0
12	5



随意契約についてプロポーザル方式が用いられていることは上記のとおりであるが、プロポーザル方式による場合の応募者数についても以下のとおり分析したところ、最も多かったのは3者応募であり、次に、1者参加の契約、12者参加の契約が多い結果となった。

第2 本監査における簿冊調査の対象

令和3年度については、①監査委員事務局に対し各室課が提供した令和3年度委託料調べを統合したマスターデータを作成し、②契約方式ごとに委託料決算額の最も高い契約を抽出し、③抽出されなかった各室課については各室課内の委託料決算額の最も高い契約を抽出、さらに、④随意契約や250万円未満の委託契約については無作為に抽出し、約20件の簿冊調査を行った。そのうち、監査対象とする必要性が高いと考えた契約を10件抽出した。

令和4年度については、①令和4年度4月から9月に締結された契約について、契約検査室が入札等監視委員会に提供する入札・契約方式別発注工事等一覧表（契約額250万円以上の契約）を統合したマスターデータを作成し、②以下の基準で、簿冊調査対象契約を90件抽出した。

【令和4年度の抽出基準と件数】

抽出基準	件数(件)	合計契約金額(円)	備考
単年度契約金額が5,000万円以上の契約	40	9,619,046,756	
5,000万円(年間合算)	5	122,187,240	毎月契約の初月分
外郭団体との契約	5	64,862,519	シルバー人材センターを除き全件
随意契約第5号該当	3	14,669,736	全件
随意契約第6号該当	2	28,061,000	金額及び部局の偏りを勘案し抽出
随意契約第8号該当	2	14,652,000	金額及び部局の偏りを勘案し抽出
入札参加申請が1者であるもの	12	170,643,880	
落札率100%	11	105,660,549	
落札率40%以下	8	21,152,551	
その他	2	66,825,000	金額及び部局の偏りを勘案し抽出
抽出合計	90	10,222,701,231	吹田市ふるさと寄附金中間業務は未集計
全体契約件数	592	15,131,473,652	吹田市ふるさと寄附金中間業務は未集計

以上の抽出を行い、合計100件（令和3年度10件、令和4年度90件）の委託契約について簿冊調査を行った。

第4編 各室課に対する契約事務に関する共通質問と回答

第1 各室課に対する契約事務に関する共通質問

1 共通質問を行った目的

実際に委託契約の実務を担う各室課に対して、令和4年度に実際にどのような委託契約を取り扱ったのか、契約検査室作成の契約事務管理表やマニュアル等をどのように活用しているのか、これらの有効性や改善すべき点についてどのような意見を持っているのか、各室課で独自に使用しているマニュアルや履行確認の方法などがあるのか、直近5年間で直営から委託に変更したものにどのようなものがあり、その際にどのような検討を行ったのか、などを確認することとした。

2 共通質問の照会先の室課

委託契約を取り扱っている85室課（ただし、市民課と市民課（国民年金）を1ずつでカウント）

第2 共通質問の内容及び回答

各室課に対して行った共通質問の内容及び回答は下記のとおりである。なお、【質問7】【質問8】については結果的に、各室課からの回答ではなく、企画財政室から監査委員の監査結果報告書及び入札等監視委員会からの意見の対応状況表の提供という形での一括回答になったため、下記で個別に紹介しない。

【質問1】

令和4年度決算における歳出のうち、貴室課所管の委託料の明細をご提供ください（決算検査提出用の所定書式のもをそのままエクセルデータでご提供いただければ幸いです）。

【質問2】

貴室課所管の委託契約を対象として、令和2年度から令和4年度までの間、事業者選定委員会が開催された例があれば、その対象となった契約を特定のうえ、審議状況がわかる議事録等を開示ください。

【回答】

開催あり 61室課（約71.8%）
開催なし 24室課（約28.2%）

【質問3】

貴室課所管の委託契約を対象として、令和2年度から令和4年度までの間、吹田市公共工事等入札・契約制度改善検討委員会が開催された例があれば、その対象となった契約を特定のうえ、審議状況がわかる議事録等を開示ください。

【質問4】

令和3年5月6日付け行企第226号にて、契約事務進捗管理表等を活用した事務処理の適正な執行についての通知が各室課長宛になされているようですが、管理表等による進捗管理は、貴室課において、令和4年度に締結した委託契約の全件を対象として運用しているのでしょうか。もし対象としていない契約があれば、その契約名称を特定してください。

【回答】

全件対象 72室課（約84.7%）
令和5年度から全件 1室課（約1.1%）
一部適用無し 6室課（約7%）
運用無し 6室課（約7%）

<p>【回答】</p> <p>なし 79 室課（約 93%） あり 6 室課（約 7%）</p>
<p>【質問 13】</p> <p>平成 29 年度以降、新規に、直営等から委託へ変更したものがあれば、契約名称及び契約概要をご回答ください。また、当時、委託の是非について検討した資料があれば併せて開示ください。</p> <p>【回答】</p> <p>変更なし 63 室課（約 74.1%） 変更あり 22 室課（約 25.9%）</p>
<p>【質問 14】</p> <p>貴室課において、所管の委託契約について、直営等他の手法との比較において、その成果を図る手法はありますか。ある場合は、その内容をご説明ください。</p> <p>【回答】</p> <p>なし 73 室課（約 85.9%） あり 12 室課（約 14.1%）</p> <p>※なお下水道部管路保全室は「なし」の回答であったが、提供のあった資料を見ると成果比較を行っていることが確認できたため「あり」にカウントしている。</p>
<p>【質問 15】</p> <p>平成 29 年度以降、それまでの委託契約が直営又はその他の手法に変更された例はありますか。あればご説明ください。</p> <p>【回答】</p> <p>なし 77 室課（約 90.6%） あり 8 室課（約 9.4%）</p>
<p>【質問 16】</p> <p>契約検査室が公表するオープンデータ（委託契約一覧等）を、貴室課が活用する場面があればご説明ください。</p> <p>【回答】</p> <p>なし 68 室課（約 81%） あり 16 室課（約 19%）</p>

第5編 意見と結果のまとめ

第1 総論的な意見—大きく分けると3点

契約検査室に対するヒアリング、吹田市の委託契約に関するデータ分析（第3編）、85室課に対する共通質問の回答結果（第4編）、簿冊調査とそれに基づく各室課のヒアリングを踏まえた個別契約に関する意見等から見える共通の課題について、総論的な意見として記載する。総論的な意見は、大きく分けると、次の3点である。

- ① 契約検査室の果たすべき役割に関するもの
- ② 決裁文書への重要な意思決定の過程の記載及び裏付け資料の保存
- ③ 冒頭に示した委託契約の時系列に沿った各段階での課題に関するもの

<p>① 契約検査室 の役割につ いて</p>	<p>【意見1】 委託契約に関する契約検査室の役割の明確化について 吹田市は、事務分掌規則上、委託契約に関する契約検査室の役割について、①各室課の委託契約の実施に対し適切に内部統制を働かせるという点と、②各室課に対して積極的かつ能動的に委託契約実施にあたって役立つ情報を収集し提供すること、という点の2点を明確に位置付けるべきである。</p>
	<p>【意見2】 内部統制の観点①—契約事務進捗管理表等の確認帳票の運用の継続的改善 吹田市は、契約検査室において、契約事務チェックリスト（A、B）、契約事務進捗管理表について、今後も定期的に各室課の運用状況や使い勝手、工夫例などを確認し、また、電子決裁システムとの連動なども含め、改善を検討すべきである。</p>
	<p>【意見3】 内部統制の観点②—入札等監視委員会や監査委員監査の指摘などの部局横断的展開 吹田市は、契約検査室において、各室課が担う委託契約の内部統制に重要な役割を果たしている入札等監視委員会や監査委員監査の指摘や意見のうち、当該対象の部局以外にも共通するものについては、そのエッセンスを集約して部局横断的に積極的かつ継続的に情報発信すべきである。</p>
	<p>【意見4】 内部統制の観点③—重要な個別事案の顛末や教訓の部局横断的の情報共有 吹田市は、個別の委託業務で大きな問題となった案件については、担当部局がその顛末や教訓をまとめて契約検査室に情報共有し、契約検査室から必要に応じて部局横断的に情報を共有し、将来の事務の改善につなげるべきである。</p>
	<p>【意見5】 内部統制の観点④—オープンデータの更なる活用 吹田市は、契約検査室において、ホームページで公表している委託契約に関するオープンデータや、各室課から提供を受けている委託契約に関するデータ（落札率や入札者数等）を分析し、例えば随意契約を同じ業者との間で長年締結している委託業務について、契約検査室から各室課に照会をかけて、見直しを検討する機会を設けるなどの取組みを行うべきである。</p>

	<p>【意見 6】 役立つ情報の提供という観点①—暗黙知の見える化に向けた工夫 吹田市は、契約検査室において、各室課からの委託契約に関する個別質問への回答をFAQ（よくある質問）などでまとめて各室課に提供し、加えて、定期的に各室課で委託契約の改善に向けて行っている役に立つ工夫に関する情報を収集して部局横断的に情報提供するなど、各室課や個々の職員が持っている良い工夫（いわゆる「暗黙知」）を「見える化」して、委託事務の改善を進めるべきである。</p> <p>【意見 7】 役立つ情報の提供という観点②—先進的な他市事例の情報収集と提供 吹田市は、契約検査室において、総合評価方式や成果連動型民間委託契約方式（PFS：Pay For Success）など、先進的な自治体の事例も参考に、より効果的な委託契約の手法に関する情報を収集し、自治体内で情報を共有すべきである。</p>
<p>② 決裁文書への重要な意思決定の過程の記載及び裏付け資料の保存</p>	<p>【意見 8】 決裁文書への重要な意思決定の過程の記載及び裏付け資料の保存 吹田市は、随意契約とした理由、予定価格や最低制限価格の決定、随意契約の交渉経緯など委託契約の重要な意思決定の過程については、事後的に検証が可能なように決裁文書に十分な記載を行うとともに、裏付けとなる資料も合わせて保存すべきであり、契約事務の手引きや各種契約のガイドラインにこの点を明記すべきである。この点は、職員数が減少する中、知識の適切な承継という面でも重要である。</p>
<p>③ 委託契約の各段階での課題に関する意見</p>	<p>1 委託契約の必要性・目的と委託の効果の検証・改善（PDCA）について</p> <p>【意見 9】 新たに委託を行う場合の委託の必要性と目的の明確化 吹田市は、従来、職員が直営で行っていた事業や業務を委託に変更するにあたっては、委託の必要性、目的、見込まれる効果などを明確にし、決裁書類などに記載して残すべきである。</p> <p>【意見 10】 委託の効果の検証と改善の実施、継続的な公表 吹田市は、従来、職員が直営で行っていた事業や業務を委託に変更した後は、当初の委託の必要性や目的を踏まえ継続的に効果の検証を行うべきである。また、このうち市民生活に直接関連する業務で予算規模が一定以上のものについては、効果検証の結果や改善状況をホームページ等で市民に対し、継続的に公表すべきである。</p>
	<p>2 契約方法の適切性について</p> <p>【結果 1】 事務の手引きの契約編の記載について 吹田市は、事務の手引きの契約編において、地方自治法上、一般競争入札が原則であること、及び、その立法趣旨を十分に記載し、職員が指名競争入札や随意契約の方が自治体にとって望ましい、と誤解しないような記載とすべきである。</p> <p>【意見 11】 随意契約の理由を十分に検討すべきこと 吹田市は、随意契約を選択するにあたっては、地方自治法施行令の要件への該当性を十分に検討し、その経過を決裁文書に記載すべきである。</p>

	<p>【意見 12】 システム設計と保守のように、後の業務委託について随意契約が想定されている場合の発注方法</p> <p>吹田市は、システムの設計とその後の保守運用のように、当初の設計業務を受託した業者にその後の保守を随意契約で委託することが想定される場合は、トータルコストを比較検討するため、当初の設計の発注段階で後の保守と一体で発注できないか検討を行うべきである。</p>
	<p>3 価格の適切性の確保について</p> <p>(1) 予定価格や最低制限価格の決定方法の適切性について</p> <p>【意見 13】 随意契約の予定価格決定にあたっての複数見積りの徴求</p> <p>吹田市は、随意契約の予定価格を決定するにあたって見積書の徴求を行う場合は、極力、複数見積りを徴求し、やむを得ず1者からしか見積書を徴求できない場合には、その理由を決裁書などに残すべきである。</p>
	<p>【意見 14】 競争入札の予定価格決定にあたっての複数見積り徴求について</p> <p>吹田市は、競争入札の予定価格決定にあたって、極力、複数見積りを徴すべきであり、仮に1者しか見積書を徴取できない事情がある場合においても、見積書の項目や費目について客観的基準や従前の類似工事などと対照するなどして合理性を検証すべきである。</p>
	<p>【意見 15】 委託費が実質的に人件費単価の積算となっている場合の積算方法</p> <p>吹田市は、業務委託費が実質的に人件費の単価の積算となっている場合について、委託先のコスト構造に依存することなく、当該業務の実施に必要な費用を適切に積算した上で、委託先の提示する金額と十分に比較検討すべきである。</p>
	<p>3 価格の適切性の確保について</p> <p>(2) 競争入札の参加者をできるだけ増やすための工夫について</p> <p>【意見 16】 競争入札の参加者を増やすための対策について</p> <p>吹田市は、長年に亘って1者入札や少数入札が継続している案件、同一業者への委託が継続している案件、プロポーザル方式で参加者が1者や少数にとどまっている案件について、下記の各点を含めその原因を調査・検証し、競争入札の参加者を増やすための対策を実行すべきである。</p> <p>① 予定価格が現在の実勢価格を反映した適切なものとなっているか</p> <p>② 入札仕様書の入札条件が厳しすぎて参加者が限定されているのではないか</p> <p>③ システム系のプロポーザル方式等で入札参加資格が厳しすぎることはないか</p> <p>④ 入札後から業務開始までの期間が短すぎて新規参入の障壁となっているのではないか</p> <p>⑤ 入札情報の公募の周知期間が十分に確保できているか等、入札情報が広く知られるように周知が適切に行われているか</p>
	<p>3 価格の適切性の確保について</p> <p>(3) 最低制限価格制度や予定価格制度そのもののあり方について</p>
	<p>【意見 17】 最低制限価格制度の運用について</p> <p>吹田市は、現在の最低制限価格制度の運用について、具体的な入札案件の結果を踏まえ、同制度の趣旨に合致しているかを継続的に検証し、より良い最低制限価格制度の運用方法がないかを検討するとともに、低入札価格調査制度や総合評価競争入札制度など、最低制限価格制度以外の方法も含めて検討を進めるべきである。</p>

	<p>【意見 18】 予定価格の事前公表について 吹田市は、工事に係る設計・測量等の委託業務の一般競争入札について、予定価格を事前公表することとしていることについて、その弊害が生じていないかを今後も継続的に検証し、予定価格の事前公表と事後公表のそれぞれのメリット、デメリットも踏まえて、検討していくべきである。</p>
	<p>4 入札事務について</p> <p>【意見 19】 誤解のない入札書の記載 吹田市は、入札書に印字されている「(受任者氏名)」の欄を「(代理人氏名)」とするなど、入札者が誤解をしないような記載を工夫すべきである。</p>
	<p>5 契約の履行確認等について</p> <p>【意見 20】 委託業務に関する履行確認の標準的な様式の制定 吹田市は、委託業務に関する履行確認について、確認者、確認日時、確認対象、確認方法などの具体的な項目を記載した標準的な様式を定め各室課に周知すべきである。</p>
	<p>【意見 21】 対象経費の実績により精算が行われる委託契約の収支報告書の確認方法 吹田市は、対象経費の実績により精算が行われる委託契約の収支報告書の内容の確認にあたっては、その支出の妥当性をチェックする方法を整備、運用すべきである。</p>
	<p>6 再委託の適正管理について</p> <p>【意見 22】 再委託のより一層の適正管理 吹田市は、再委託について次の各点を検討し、管理の適正を一層進めるべきである。その際、再委託ガイドラインを作成し各室課に周知することも検討すべきである。</p> <p>①委託業務の内容（専門性、資格必要等）によっては、そもそも業務委託契約書上で再委託は一切禁止と明文で定めること ②そもそも再委託に該当するか否かについての基準や目安を明確にすること ③委託業務の「全部又は大部分」を再委託することはできないことを、業務委託契約書上明記すること ④「全部又は大部分」にあたるか否かの基準や目安を明確にすること ⑤再委託承諾申請書の書式を改め、再委託の予定がない場合にもその旨の届出を求め、現在の再委託承諾申請書の提出がなければ再委託はないと判断する、という実務運用を改めること ⑥再々委託、再々々委託などについても再委託と同様に承諾申請の対象とし管理の対象とすること ⑦再委託先から暴力団排除の誓約書の提出を求める再委託金額 500 万円以上という要件を撤廃し、すべての再委託先から誓約書の提出を求めること</p>

第2 各論 – 個別契約事務に関する意見及び結果

<p>第1 危機管理室 の委託契約 に係る監査 の結果及び 意見</p>	<p>1 吹田市危機管理センター構築業務</p> <hr/> <p>【結果 2】 「部分使用」の必要性が生じる場合の書面による合意</p> <p>吹田市は、吹田市危機管理センター構築業務のように、契約締結時点において、いわゆる「部分使用」を行うことが想定される場合には、「部分使用」を行う場合の条件について契約書に記載し、また、契約締結後に「部分使用」の必要性が生じた場合においては、単に相手方から「部分使用」の同意を得るだけでなく、「部分使用」後の危険負担の定め等一般的に取り決めが必要となる諸条件についても、書面で合意を行うべきである。</p> <p>【結果 3】 委託業務の内容に工事請負を含む場合の契約内容</p> <p>吹田市は、吹田市危機管理センター構築業務のように、その内容に工事請負を含む場合には、委託契約締結にあたって、建設業法第34条第2項において、地方公共団体には中央建設業審議会が定めた公共工事標準請負契約約款の採用が勧告されている趣旨に鑑み、同約款の定めを配慮した契約内容とすべきである。</p>
<p>第2 広報課の委 託契約に係 る監査の結 果及び意見</p>	<p>1 「市報すいた」発行業務</p> <hr/> <p>【意見 23】 契約単価変更にあたっての情報の把握</p> <p>吹田市は、「市報すいた」発行業務について、変更契約の締結により、契約単価の変更がなされる場合には、その契約単価の変更の妥当性が検証できるよう、契約単価の算出方法の情報を把握すべきである。</p>
<p>第3 総務室の委 託契約に係 る監査の結 果及び意見</p>	<p>1 市庁舎清掃業務</p> <hr/> <p>【意見 24】 総合評価落札方式の知識、ノウハウ等の組織的な蓄積</p> <p>吹田市は、市庁舎清掃業務についての総合評価落札方式に係る契約事務の知識、ノウハウ等を組織的に蓄積し、自治体内で情報を共有して、他業務への適用が検討できるよう組織的対応をすべきである。</p>
<p>第4 人事室の委 託契約に係 る監査の結 果及び意見</p>	<p>1 令和4年度吹田市人事評価システム導入等委託業務</p> <hr/> <p>【意見 25】 システム導入とその後の保守契約の一括発注の検討</p> <p>吹田市は、人事評価システム導入等委託業務のように、システム導入にかかる契約について、その後に保守業務の契約を締結することが予想されており、かつその後の保守業務については、システム導入受注業者以外の業者が受注することが実質的に困難（いわゆるベンダーロック）となることが予想される場合には、システム導入とその後の保守業務を一括して発注するなど、ベンダーロックにより不当に保守業務における委託料が高騰することがないよう対策を検討すべきである。</p>

<p>第5 契約検査室 の委託契約 に係る監査 の結果及び 意見</p>	<p>1 吹田市南吹田下水処理場汚泥管理棟建設実施設計委託業務等 (1) 吹田市南吹田下水処理場汚泥管理棟建設実施設計委託業務 (2) 吹田市南吹田下水処理場焼却施設解体撤去実施設計委託業務</p> <hr/> <p>【意見 26】 入札にあたっての積算内訳書の書式の修正 吹田市は、実施設計業務を競争入札に付するにあたっては、可能な限り事業者に対して、積算内訳書の提出を義務付けるとともに、事業者から提出された積算内訳書について、内容の検証を行うことができるよう事業者に提出を求め積算内訳書の書式を修正すべきである。</p> <p>【意見 27】 積算内訳書の内容の確認、分析 吹田市は、実施設計業務の事業者に対して積算内訳書の提出を求める場合、談合を排除するため、積算内訳書の内容を確認、分析するよう努めるべきである。</p>
	<p>2 垂水町42号線ほか道路改良設計業務等 (1) 垂水町42号線ほか道路改良設計業務 (2) 吹田駅前線回廊・支柱補修設計業務 (3) 寿町24号線ほか測量設計業務 (4) 片山保管所改築工事実施設計委託業務</p> <hr/> <p>【意見 28】 予定価格の事前公表について 吹田市は、垂水町42号線ほか道路改良設計業務のように工事に係る設計・測量等の委託業務の一般競争入札について、予定価格を事前公表することとしていることについて、その弊害が生じていないかを今後も継続的に検証し、予定価格の事前公表と事後公表のそれぞれのメリット、デメリットも踏まえて、検討していくべきである。</p>
	<p>3 (仮称)吹田市立日の出町児童センター建設工事設計業務</p> <hr/> <p>【意見 29】 最低制限価格制度の運用について 吹田市は、(仮称)吹田市立日の出町児童センター建設工事設計業務のような工事に係る設計・測量等の委託業務の現在の最低制限価格の算定方法について、最低制限価格制度の趣旨に合致しているものであるかどうか検討し、また、最低制限価格制度の方法のみならず、品質担保の目的であれば低入札価格調査制度、価格以外の考慮要素も取り入れる目的があれば総合評価落札方式の採用を検討するなど、契約目的に沿った適切な契約方式を幅広く検討すべきである。</p>
<p>第6 情報政策室 の委託契約 に係る監査 の結果及び 意見</p>	<p>共通基盤システム標準化対応支援業務</p> <hr/> <p>【意見 30】 プロポーザル参加資格の緩和 吹田市は、共通基盤システム標準化対応支援業務について、プロポーザル参加資格として「官公庁（国、都道府県、中核市、人口30万人以上の市又は特別区）にて、ITに関するコンサルティングかつプロジェクトの管理業務の実績を有すること」との条件を付していたが、今後、同様の業務発注の際には、プロポーザル参加資格をより緩和することも検討すべきである。</p>

<p>第7 税制課の委託契約に係る監査の結果及び意見</p>	<p>1 吹田市税務システム標準化対応等支援業務</p> <hr/> <p>【意見 31】プロポーザル参加資格の緩和 吹田市は、吹田市税務システム標準化対応等支援業務について、プロポーザル参加資格として「官公庁（国、都道府県、中核市、人口 30 万人以上の市又は特別区）にて、IT に関するコンサルティングかつプロジェクトの管理業務の実績を有すること」との条件を付していたが、今後、同様の業務発注の際には、プロポーザル参加資格をより緩和するよう検討すべきである。</p>
<p>第8 市民課の委託契約に係る監査の結果及び意見</p>	<p>1 吹田市住民記録システム標準化対応等支援業務</p> <hr/> <p>【意見 32】プロポーザル参加資格の緩和 吹田市は、吹田市住民記録システム標準化対応等支援業務について、プロポーザル参加資格として「官公庁（国、都道府県、中核市、人口 30 万人以上の市又は特別区）にて、IT に関するコンサルティングかつプロジェクトの管理業務の実績を有すること」との条件を付していたが、今後、同様の業務発注の際には、プロポーザル参加資格をより緩和するよう検討すべきである。</p>
<p>第9 文化スポーツ推進室の委託契約に係る監査の結果及び意見</p>	<p>1 市民劇場等運營業務</p> <hr/> <p>【意見 33】収支報告書の確認方法の検討 吹田市は、市民劇場等運營業務について、対象経費の実績により精算が予定されているのであるから、その支出内容の妥当性を確認するため、不定期若しくは支出項目の一部であっても受託者から支出に関する証憑類の提出を受けるべきである。</p>
	<p>2 吹田市多文化共生ワンストップ相談センター整備・運營業務</p> <hr/> <p>【意見 34】受託者側での見積合せ実施の確認方法 吹田市は、吹田市多文化共生ワンストップ相談センター整備・運營業務について、受託者から見積合せの資料の提供を受けるか、若しくは、少なくとも見積合せの実施について担当者が確認した内容を記録化するべきである。</p>
	<p>3 第13回すいたティーンズクラシックフェスティバル運營業務</p> <hr/> <p>【意見 35】収支報告書の確認方法の検討 吹田市は、第13回すいたティーンズクラシックフェスティバル運營業務について、対象経費の実績により精算が予定されているのであるから、その支出内容の妥当性を確認するため、不定期若しくは支出項目の一部であっても受託者から支出に関する証憑類の提出を受けるべきである。</p> <p>【意見 36】再委託承認の基準の設定 吹田市は、第13回すいたティーンズクラシックフェスティバル運營業務について、再委託に該当するか否かについて一定の基準を定め、再委託契約に該当する場合には、再委託承認申請書を取得すべきである。</p>

<p>第10 保育幼稚園 室の委託契 約に係る監 査の結果及 び意見</p>	<p>1 吹田市立幼稚園型認定こども園給食調理業務</p> <hr/> <p>【意見 37】 契約方法の検討 吹田市は、吹田市立幼稚園型認定こども園給食調理業務について、契約方法として公募型プロポーザル方式を導入することを検討すべきである。</p> <p>【意見 38】 入札条件の緩和等の検討 吹田市は、吹田市立幼稚園型認定こども園給食調理業務について、入札参加者が1者のみとなっている状況が続いている原因を分析し、入札条件を緩和する等適切な措置をとるべきである。</p> <p>【意見 39】 入札条件の確認方法 吹田市は、吹田市立幼稚園型認定こども園給食調理業務について、受託業者からセントラルキッチン の場所及び輸送体制に関する書面の提出を、毎年度の契約時に受けるべきである。</p> <p>【意見 40】 再委託承認申請書の提出 吹田市は、吹田市立幼稚園型認定こども園給食調理業務について、給食の輸送について外部の業者を用いており、これは再委託に該当するため、受託者から再委託承認申請書の提出を受けるべきである。</p>
	<p>2 吹田市立保育所等建築物及び建築設備点検業務</p> <hr/> <p>【意見 41】 予定価格の算定方法 吹田市は、吹田市立保育所等建築物及び建築設備定期点検業務について、令和4年度の予定価格を設定するにあたっては、平成30年度に見積書を取得していたとしても、改めて見積書を取得したうえで算定を行うべきである。</p> <p>【意見 42】 参考見積書の保存 吹田市は、予算要求や予定価格の算定の際に用いた参考見積書について、簿冊に綴ることをルール化すべきである。</p>
<p>第11 こども発達 支援センタ ーの委託契 約に係る監 査の結果及 び意見</p>	<p>1 吹田市立こども発達支援センター杉の子学園・わかたけ園通園バス等運行業務</p> <hr/> <p>【意見 43】 入札書の記載 吹田市は、吹田市立こども発達支援センター杉の子学園・わかたけ園通園バス等運行業務について、入札書に印字されている「(受任者氏名)」の欄を「(代理人氏名)」とするなど、入札者が誤解をしないように記載を見直すべきである。</p>
<p>第12 福祉部の委 託契約に係 る監査の結 果及び意見</p>	<p>1 吹田市災害時要援護者避難支援システム再構築業務(福祉総務室)</p> <hr/> <p>【意見 44】 システム構築と運用保守業務の一体的な発注の検討 吹田市は、吹田市災害時要援護者避難支援システム再構築業務について、システム構築後数年間の運用保守業務も含めた形で、業者選定を行うべきである。</p>

	<p>2 令和4年度地域支えあいネットワーク推進業務（福祉総務室）</p> <hr/> <p>【意見 45】 予定価格の積算方法の見直し 吹田市は、地域支えあいネットワーク推進業務の契約金額の決定にあたり、委託先のコスト構造に依存することなく、当該業務の実施に必要な費用を適切に積算した上で、先方の提示する金額と十分に比較検討すべきである。</p> <p>【意見 46】 収支報告書の確認方法の検討 吹田市は、地域支えあいネットワーク推進業務のように、対象経費の実績により精算が行われる委託契約の収支報告書の内容の確認にあたっては、その支出内容の妥当性をチェックする方法を整備・運用すべきである。</p> <p>【意見 47】 再委託禁止条項の見直し 吹田市は、地域支えあいネットワーク推進業務について、再委託を禁止すると契約書に明示すべきである。</p>
	<p>3 吹田市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業サポート労働者派遣業務（福祉総務室）</p> <hr/> <p>【意見 48】 複数の事業者からの見積書の徴取 吹田市は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業サポート労働者派遣業務について、複数の事業者からの見積書を徴取した上で比較検討し、委託業者を選定すべきである。</p>
	<p>4 広域型生活支援コーディネーター配置業務</p> <p>【意見 49】 消費税相当額の積算方法の見直し 吹田市は、広域型生活支援コーディネーター配置業務の契約金額の積算にあたり、消費税非課税の業務と整理するのであれば、消費税の課税される取引との違いを十分に踏まえ、本体価格に消費税相当額を付加して計算すべきもの、そうでないものを明確に区分し、適切な積算を行うべきである。</p> <p>【意見 50】 予定価格の積算方法の見直し 吹田市は、広域型生活支援コーディネーター配置業務の契約金額の決定にあたり、委託先のコスト構造に依存することなく、当該業務の実施に必要な費用を適切に積算した上で、先方の提示する金額と十分に比較検討すべきである。</p> <p>【意見 51】 収支報告書の確認方法の検討 吹田市は、広域型生活支援コーディネーター配置業務のように、対象経費の実績により精算が行われる委託契約の収支報告書の内容の確認にあたっては、その支出内容の妥当性をチェックする方法を整備・運用すべきである。</p> <p>【意見 52】 再委託禁止条項の見直し 吹田市は、広域型生活支援コーディネーター配置業務について、再委託を禁止すると契約書に明示すべきである。</p>
	<p>5 吹田市介護支援サポーター業務（高齢福祉室）</p> <hr/> <p>【意見 53】 予定価格の合理性の検討 吹田市は、吹田市介護支援サポーター業務の契約金額の決定にあたり、市において合理的な根拠に基づき委託料の積算を行ったうえで、先方の見積り内容と十分に比較検討し、業務内容、業務量を考慮して妥当な金額であることを確認すべきである。また、価格決定までのプロセスを明確にする観点から、その過程で用いた資料は適切に保管すべきである。</p> <p>【意見 54】 事業規模に見合った委託料の設定 吹田市は、介護支援サポーター業務の予定価格の積算にあたり、その時点での介護支援サポーターの活動状況の実情に応じて予定価格が過大とならないよう適切に見積るべきである。</p>

	<p>【意見 55】 委託事業の効果検証 吹田市は、介護支援サポーター事業の効果検証を積極的に行い、改善に活かす取り組みを進めるべきである。</p>
第13 成人保健課 の委託契約 に係る監査 の結果及び 意見	<p>1 吹田市大腸がん検診業務</p> <p>【意見 56】 PFS 等新たな受診率向上への取り組みの検討 吹田市は、大腸がん検診に係る受診率向上に向けた委託業務について、検診受診率の増加を成果指標とした成果連動型民間委託契約方式（PFS：Pay For Success）の導入など、新たな受診率向上への取り組みの検討をすべきである。</p>
第14 国民健康保 険課の委託 契約に係る 監査の結果 及び意見	<p>1 吹田市国民健康保険システム標準化対応等支援業務及び吹田市後期高齢者医療システム標準化対応等支援業務</p> <p>【意見 57】 プロポーザル参加要件の緩和 吹田市は、吹田市国民健康保険システム標準化対応等支援業務及び吹田市後期高齢者医療システム標準化対応等支援業務について、プロポーザル参加資格として「官公庁（国、都道府県、中核市、人口 30 万人以上の市又は特別区）にて、IT に関するコンサルティングかつプロジェクトの管理業務の実績を有すること」との条件を付していたが、今後、同様の業務発注の際には、プロポーザル参加資格をより緩和するよう検討すべきである。</p>
第15 地域保健課 の委託契約 に係る監査 の結果及び 意見	<p>1 吹田市パルスオキシメーター等即日配送業務</p> <p>【意見 58】 重要事項の仕様書への記載と予定価格への反映 吹田市は、吹田市パルスオキシメーター等即日配送業務について、委託業務の多寡に関わり、落札価格に影響を及ぼす重要な事項は仕様書に記載し、合わせて予定価格の積算にも反映させるべきである。</p>
	<p>2 HPVワクチンキャッチアップ予防接種に係る予診票等印刷・印字・封入封緘及び発送業務</p> <p>【結果 4】 指名競争入札によることができない理由の不明確 吹田市は、HPV ワクチンキャッチアップ予防接種に係る予診票等印刷・印字・封入封緘及び発送業務について、指名競争入札によることができない理由を明確にすべきである。</p> <p>【意見 59】 業務仕様の予定価格への適切な反映 吹田市は、HPV ワクチンキャッチアップ予防接種に係る予診票等印刷・印字・封入封緘及び発送業務について、業務の仕様が確定した後に予定価格の積算に適切に反映させるべきである。</p>
	<p>3 新型コロナウイルスワクチン接種に係る予診票等の作成、封入封緘、配送等の業務</p> <p>【意見 60】 変更契約によるべきか否かの検討の必要性 吹田市は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る予診票等の作成、封入封緘、配送等の業務について契約変更を複数回に亘って行っているが、追加の業務について別個の契約として入札による対応が可能であるかや、他社からの見積り取得が可能であるかを確認しつつ、変更契約によるべきか否かを検討すべきである。</p>
	<p>4 新型コロナウイルス感染症対策業務への人材（事務職）臨時派遣業務</p> <p>【意見 61】 予定価格積算の根拠資料の保管 吹田市は、新型コロナウイルス感染症対策業務への人材（事務職）臨時派遣</p>

	業務について、事後の検証可能性を担保するため、予定価格積算の根拠資料を保管すべきである。
	5 予防接種業務 【結果 5】 決裁起案の不適切な修正 吹田市は、予防接種業務について、決裁起案を修正する際は、新たに修正した起案内容において、決裁を取り直すべきである。
	6 新型コロナウイルスワクチン予防接種に関する市民向けコールセンター・ヘルプデスク運營業務 【意見 62】 吹田市としての顛末書の作成と教訓の共有 吹田市は、地域保健課において、新型コロナウイルスワクチン予防接種に関する市民向けコールセンター・ヘルプデスク運營業務の委託契約に関して生じた再委託会社の人員配置不足・水増し請求問題について、一連の経過をまとめた顛末書を作成し、その教訓を契約検査室を通じて部局横断的に共有すべきである。
第 1 6 環境部の委託契約に係る監査の結果及び意見	1 市有施設の照明 LED 化に係る調査委託業務（環境政策室） 【結果 6】 再委託承認手続きの適正化 吹田市は、市有施設の照明 LED 化に係る調査委託業務について、再委託承認申請の際、業務等委託契約書における一括委任等の禁止の趣旨に照らし、必要な情報を入手するとともに、決裁文書にもその情報を記載するなどして、承認手続きを適正に行うべきである。 【意見 63】 暴力団員等ではないことの誓約書 吹田市は、市有施設の照明 LED 化に係る調査委託業務のように、受注者又は再委託者が暴力団員等ではないことの誓約書を提出することを義務づける対象を、受注者又は再委託者との契約における契約金額が 500 万円以上に限定する運用を維持することが合理的かを検討のうえ、その検討結果を今後の契約事務に反映すべきである。
	2 吹田市資源リサイクルセンター公衆無線 LAN 設置・運營業務（環境政策室） 【意見 64】 契約期間の検討 吹田市は、吹田市資源リサイクルセンター公衆無線 LAN 設置・運營業務のように複数年にまたがる継続的な業務が予定され、かつ、業務の性質上、同一事業者による継続が要求されるような場合には、契約期間を複数年度とすることも検討すべきである。 【意見 65】 予定価格積算の際の複数見積書の入手 吹田市は、吹田市資源リサイクルセンター公衆無線 LAN 設置・運營業務について、市場性の高い業務であるから、予定価格積算の際の見積書は複数事業者から入手すべきである。 【意見 66】 履行確認の記録化 吹田市は、吹田市資源リサイクルセンター公衆無線 LAN 設置・運營業務について、設置された機器の現物確認を市職員が行ったのであれば、検査調書その他書面にて、その確認日や確認者、確認内容を記録化すべきである。
	3 吹田市南吹田地域地下水汚染防止対策に関するモニタリング評価委託業務（環境保全指導課）

	<p>【意見 67】 競争性確保のための方策 吹田市は、吹田市南吹田地域地下水汚染防止対策に関するモニタリング評価委託業務について、競争参加資格や発注単位の見直しも含め、本業務の競争性確保のための方策を講じるべきである。</p>
	<p>4 微小粒子状物質 (PM2.5) 大気環境調査委託業務 (環境保全指導課)</p> <p>【意見 68】 参考見積書の入手 吹田市は、微小粒子状物質 (PM2.5) 大気環境調査委託業務について、予算要求や予定価格積算のためには、安易に前年度実績とするのではなく、参考見積書を入手し、直近の実勢価格を把握した上で、適正な価格設定を行えるよう工夫すべきである。</p> <p>【意見 69】 再委託承認の確認事項の記録化 吹田市は、微小粒子状物質 (PM2.5) 大気環境調査委託業務について、再委託承認の際に確認検討した事項について、決裁文書に記載するなど、記録化すべきである。</p>
	<p>5 事業課庁舎 機械警備業務【長期継続契約】 (事業課)</p> <p>【意見 70】 参考見積書の取得について 吹田市は、事業課庁舎機械警備業務について、参考見積書は複数事業者から入手するよう努めるとともに、その見積額はその内訳が分かるものを入手すべきである。</p> <p>【意見 71】 仕様書の記載事項について 吹田市は、事業課庁舎機械警備業務について、仕様書に機械警備の範囲を示す図面を掲載すべきである。</p> <p>【意見 72】 入札手続及び業務開始時期の見直し 吹田市は、事業課庁舎機械警備業務について、多くの事業者が入札に参加できるように入札手続実施から業務開始日までの期間をより長期に設定するなどして、広く事業者が参加できるように工夫すべきである。</p>
	<p>6 事業課業務グループ庁舎 機械警備業務【長期継続契約】 (事業課業務グループ)</p> <p>【意見 73】 より詳細な参考見積書の取得 吹田市は、事業課業務グループ庁舎機械警備業務について、参考見積書は複数事業者から入手するよう努めるとともに、その見積額はその内訳が分かるものを入手すべきである。</p> <p>【意見 74】 仕様書の記載事項について 吹田市は、事業課業務グループ庁舎機械警備業務について、仕様書に機械警備の範囲を示す図面を掲載すべきである。</p> <p>【意見 75】 入札手続及び業務開始時期の見直し 吹田市は、事業課業務グループ庁舎機械警備業務について、多くの事業者が入札に参加できるように入札手続実施から業務開始日までの期間をより長期に設定するなどして、広く事業者が参加できるように工夫すべきである。</p>
	<p>7～10 塵芥収集運搬業務【単価契約 (当初契約に基づく発注分)】 4 契約 (事業課)</p> <p>【意見 76】 履行確認の書式整備 吹田市は、塵芥収集運搬業務について、「ごみ収集作業日報」につき、計量表との突合確認日、確認者などを記載する欄を設けるなど書式を整備したり、確認印を押す運用とするなど、統一的な履行確認方法を確立すべきである。</p>

	<p>【意見 77】 事故報告書の速やかな提出 吹田市は、塵芥収集運搬業務について、受託事業者からの事故報告書については、作成後の速やかな報告を求める旨、仕様書で明記すべきである。</p> <p>【意見 78】 事故報告の必要的報告事項の列記 吹田市は、塵芥収集運搬業務について、受託事業者から提出される事故報告書について、必要的記載事項を仕様書に列記すべきである。</p>
	<p>1 1 令和4年度 資源循環エネルギーセンター環境測定業務（資源循環エネルギーセンター）</p> <p>【結果 7】 予算流用（入札差金等の執行）後の予定価格積算の妥当性 吹田市は、令和4年度資源循環エネルギーセンター環境測定業務について、予算流用（入札差金等の執行）後の予定価格積算にあたっては、改めて参考見積書を入手するなど、合理的な予定価格を積算すべきである。</p> <p>【意見 79】 競争性確保のための方策の検討 吹田市は、資源循環エネルギーセンター環境測定業務について、競争性を確保するために、予定価格が妥当であるかの検証のほか、委託範囲を見直すなど、適正な競争が実現するような方策を検討すべきである。</p>
	<p>1 2 破砕選別工場等施設整備・保守業務（令和3年度）（破砕選別工場）</p> <p>【意見 80】 予算額・予定価格の検証の必要性（不調随契（8号）の評価） 吹田市は、破砕選別工場等施設整備・保守業務について、今後、同種の契約を締結するにあたっては、複数事業者から参考見積を入手し、かつ、積算に資する単価情報を広く収集するなどして、財政部局とも十分に情報共有のうえ、予定価格の適正性を確保する取組みを行うべきである。</p> <p>【意見 81】 競争性確保の方策 吹田市は、破砕選別工場等施設整備・保守業務について、入札辞退事業者から市況に関する具体的な情報をヒアリングするなど、競争性確保の方策のための情報を収集すべきである。</p>
	<p>1 3 破砕選別工場 大型複雑ごみ等解体・選別業務（令和3年度）（破砕選別工場）</p> <p>【意見 82】 競争性確保の方策 吹田市は、破砕選別工場大型複雑ごみ等解体・選別業務について、入札辞退事業者から市況に関する具体的な情報をヒアリングするなど、競争性確保の方策のための情報を収集すべきである。</p>
第17 土木部の委 託契約に係 る監査の結 果及び意見	<p>1 佐井寺西土地地区画整理事業用地補償総合技術業務（その2）（総務交通室）</p> <p>【意見 83】 最低制限価格その他の手法の検討 吹田市は、今後、佐井寺西土地地区画整理事業用地補償総合技術業務（その2）と類似の契約を締結するにあたっては、最低制限価格の設定以外の手法についても検討のうえ、吹田市にとって最も有利な契約手法を引き続き選択すべきである。</p>
	<p>2 総合的自転車対策業務（令和3、4年度）（総務交通室）</p> <p>【結果 8】 随意契約理由について 吹田市は、総合的自転車対策業務について、随意契約（3号）として締結するにあたっては、業務内容の性質を踏まえたうえで、当該委託先に業務を委託することが相当であるかを検討し、随意契約理由を明確にすべきである。</p>

	<p>【意見 84】 予定価格積算における人件費（共済費含む）について 吹田市は、総合的自転車対策業務について、人件費の積算のために、受託事業者が報酬単価を提示するとしても、その提示報酬単価が市場の相場に照らし相当なものであるかは、別途、所管室において調査のうえ判断すべきである。また、共済費を別途計上することについても、基本報酬額と併せた額が相当な範囲であるかを検証すべきである。</p> <p>【意見 85】 人員配置と委託の範囲について 吹田市は、総合的自転車対策業務について、今後、本業務を吹田市シルバー人材センターに委託するとしても、目的達成状況を踏まえて適切な人員配置及び委託範囲を検討すべきである。</p> <p>【意見 86】 成果指標の設定等について 吹田市は、総合的自転車対策業務の達成状況を把握するための成果指標を設定し、その目的達成状況を把握できるようにすべきである。</p> <p>【意見 87】 現金收受の履行確認の記録化 吹田市は、総合的自転車対策業務について、受託事業者の現金收受額に関する報告額と現実の受領額との突合作業を行った場合は、その確認日・確認者等を確認調書等に記載するなど記録化すべきである。</p>
	<p>3 公園等施設補修業務（総務交通室）</p> <p>【結果 9】 契約書との齟齬の解消 吹田市は、公園等施設補修業務について、個別契約締結時の事務に関する契約書上の定めと運用の齟齬を解消すべきである。</p>
第18 会計室の委託契約に係る監査の結果及び意見	<p>1 吹田市財務会計システム更新支援業務</p> <p>【意見 88】 予定価格の合理性の検討 吹田市は、財務会計システム更新支援業務について、複数の見積書と比較検討し、または内部での合理的根拠に基づく積算を行うなど、予定価格の妥当性を十分に検討すべきである。</p>
第19 消防本部の委託契約に係る監査の結果及び意見	<p>1 吹田市消防本部予防業務関係図書データ化委託業務（総務予防室）</p> <p>【意見 89】 実態に即した仕様書の作成 吹田市は、吹田市消防本部予防業務関係図書データ化委託について、入札参加者がその業務内容・業務量を正確に予測できるよう仕様書記載の情報の精度向上に努めるべきである。</p>
	<p>2 広域消防指令情報システム構築業務（総務予防室）</p> <p>【意見 90】 再委託金額の確認 吹田市は、広域消防指令情報システム構築業務について、再委託先が暴力団排除の誓約書の提出要件に該当するか否かを確認するため、再委託金額の確認を実施すべきである。</p>
第20 選挙管理委員会事務局の委託契約に係る監査の結果及び意見	<p>1 参議院議員通常選挙公報及び選挙のお知らせ配布業務</p> <p>【意見 91】 再委託の有無の確認 吹田市は、参議院議員通常選挙公報及び選挙のお知らせ配布業務について、受託事業者の業務の実施方法を把握し、再委託の有無の確認及び再委託がある場合、必要な手続を実施するなど、発注者としての監督責任を果たすべきである。</p>
	<p>2 ポスター掲示場設置等業務</p>

	<p>【意見 92】 予定価格の設定方法の見直し 吹田市は、ポスター掲示場設置等業務の予定価格の設定について、複数の見積書を比較することや内部で積算した結果と比較するなど、その設定が妥当なものであるか慎重に検討すべきである。</p> <p>【意見 93】 契約変更時の価格検討記録の保存 吹田市は、ポスター掲示場設置等業務について、契約変更時の価格変更の交渉記録、検討した資料等の記録の保存を徹底すべきである。</p>
	<p>3 倉庫棚卸し作業及び用品輸送等業務</p> <p>【結果 10】 競争入札による業者選定の実施 吹田市は、倉庫棚卸し作業及び用品輸送等業務について、随意契約理由に合理性がないことから、随意契約によることなく、入札により業者選定を実施すべきである。</p>
第2 1 学校管理課 の委託契約 に係る監査 の結果及び 意見	<p>1 吹田市立津雲台小学校仮設空調機設置業務</p> <p>【意見 94】 随意契約の予定価格の合理性担保 吹田市は、吹田市立津雲台小学校仮設空調機設置業務の予定価格を定めるにあたっては、複数の業者から見積書を徴取した上で委託業者を選定すべきである。仮に、1者からしか見積書を徴取できない特別な事情がある場合でも、当該見積書の項目や費目ごとに客観的基準や従前の類似工事の項目と対照する等して、その合理性を十分に検討すべきである。 また、事後的な確認や事務手続きの承継を可能とするため、予定価格の決定及び検証に用いた資料、具体的には徴取した見積書のみならず、取引実例価格の検討に用いた資料等も、契約手続きに関する資料一式と合わせて保存すべきである。</p>
第2 2 教育未来創 生室の委託 契約に係る 監査の結果 及び意見	<p>1 令和4年度学校規模適正化支援業務</p> <p>【結果 11】 契約保証金免除の適用条項の誤り 吹田市は、令和4年度学校規模適正化支援業務において、受託者に対し誤った条項を適用して契約保証金を免除したが、契約保証金の免除にあたっては、財務規則を正しく適用すべきである。</p> <p>【結果 12】 契約内容の実質的変更前の変更契約等の締結 吹田市は、令和4年度学校規模適正化支援業務において、契約内容を実質的に変更する前に、変更契約を締結する、又は、後日変更契約を締結することを確認する旨の覚書を締結する等、合意内容を書面化すべきである。</p> <p>【意見 95】 一般競争入札の予定価格の合理性担保 吹田市は、令和4年度学校規模適正化支援業務において、一般競争入札の予定価格を定めるにあたっては、複数の見積書を徴取して比較検討すべきであるし、1者しか見積書を徴取できない特別な事情がある場合においても、当該見積書の項目や費目ごとに客観的基準や従前の類似工事の項目と対照する等して、合理性を検討した上で、一般競争入札の予定価格を定めるべきである。 また、事後的な確認や事務手続きの承継を可能とするため、予定価格の決定及び検証に用いた資料、具体的には徴取した見積書のみならず、市が作成した積算価格や単価の合理性検討に用いた資料等も、契約手続きに関する資料一式と合わせて保存すべきである。</p>
第2 3	<p>1 吹田市小学校給食調理等業務委託（千里丘北小学校、桃山台小学校、山手小学校、西山田小学校、山田第三小学校）</p>

保健給食室の委託契約に係る監査の結果及び意見	<p>【意見 96】見積上限価格（提案限度額）の合理性担保 吹田市は、吹田市小学校給食調理等業務委託のプロポーザルにおいて見積上限価格（提案限度額）を定めるにあたっては、合理的な根拠に基づき定めるべきである。</p>
第24 中央図書館の委託契約に係る監査の結果及び意見	<p>1 吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館山田駅前図書館及び山田分室窓口等業務、及び、吹田市立千里山・佐井寺図書館窓口等業務</p> <p>【意見 97】仕様書記載の提出書類の確認 吹田市は、吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館山田駅前図書館及び山田分室窓口等業務、及び、吹田市立千里山・佐井寺図書館窓口等業務の仕様書において、業務委託料が適正に執行されているか否かを確認するために受託者に実績報告書の提出を求めるのであるから、提出された実績報告書につき上記観点から適切な確認を行うべきである。</p> <p>【意見 98】委託の効果の公表 吹田市は、吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館山田駅前図書館及び山田分室窓口等業務、及び、吹田市立千里山・佐井寺図書館窓口等業務について、吹田市アウトソーシング推進計画（平成24年度から平成30年度に実施）に基づき直営から委託へのアウトソーシングを図ったのであるから、委託により実現しようとした効果・目的である、専門的な業務の遂行、人件費の抑制、中央図書館機能の向上という効果を検証するためのデータ、具体的には市民アンケート結果からアウトソーシングの効果に関連する項目を抽出したものや、図書館数や図書館開館時間等の推移と常勤職員数の推移を比較したもの等を定期的に取りまとめ、オープンデータとして掲載する等の方法により公表すべきである。</p>
第25 文化財保護課の委託契約に係る監査の結果及び意見	<p>1 旧中西家住宅（吹田吉志部文人墨客迎賓館）保存活用計画策定業務</p> <p>【意見 99】一般競争入札の予定価格の合理性担保 吹田市は、旧中西家住宅（吹田吉志部文人墨客迎賓館）保存活用計画策定業務において、一般競争入札の予定価格を定めるにあたっては、複数の見積書を徴取して比較検討すべきであるし、1者しか見積書を徴取できない特別な事情がある場合においても、当該見積書の項目や費目ごとに客観的基準や従前の類似工事の項目と対照する等して、合理性を検討した上で、一般競争入札の予定価格を定めるべきである。</p> <p>【結果 13】契約書と仕様書の綴じ方の誤り 吹田市は、旧中西家住宅（吹田吉志部文人墨客迎賓館）保存活用計画策定業務の契約書に仕様書を綴じていないが、仕様書は契約内容の一部であるから、契約書を綴じる際は特段の事情がない限り、仕様書も一緒に綴じるべきである。</p>
	<p>2 重文旧西尾家住宅主屋ほか6棟建造物保存修理工事（I期工事）監理業務</p> <p>【結果 14】予算要求用見積書の不保存 吹田市は、重文旧西尾家住宅主屋ほか6棟建造物保存修理工事（I期工事）監理業務について、予算要求用見積書を保存すべきである。</p> <p>【意見 100】随意契約の予定価格の合理性担保 吹田市は、重文旧西尾家住宅主屋ほか6棟建造物保存修理工事（I期工事）監理業務の予定価格を定めるにあたっては、複数の業者から見積書を徴取するか、工事請負業務の見積徴取時に監理業務にかかる費用の見積書についても合わせて徴取する等して、その合理性を担保する方策を検討すべきである。</p>

	<p>3 吹田市立博物館化学吸着フィルター用薬剤取替業務</p> <hr/> <p>【結果 15】 指名競争入札における指名業者の選定方法の誤り 吹田市は、吹田市立博物館化学吸着フィルター用薬剤取替業務において、指名競争入札参加有資格者 3 人のうち 1 人を指名しなかったが、有資格者が 5 人に満たない場合は、特段の事情がない限り全有資格者を指名し、競争性を確保すべきである。</p>
<p>第 2 6 放課後子ども育成室の委託契約に係る監査の結果及び意見</p>	<p>1 吹田市留守家庭児童育成室運営支援システム構築及び保守業務</p> <hr/> <p>【意見 101】 一般競争入札の予定価格の合理性担保 吹田市は、吹田市留守家庭児童育成室運営支援システム構築及び保守業務において、一般競争入札の予定価格を定めるにあたっては、複数の見積書を徴取して比較検討すべきであるし、1 者しか見積書を徴取できない特別な事情がある場合においても、当該見積書のうち客観的な取引相場の調査が可能な一部費目については取引相場等を調査してその合理性を検討した上で、一般競争入札の予定価格を定めるべきである。</p>

第6編 まとめ

「委託に関する事務の執行」という監査対象（テーマ）は、これまで他の自治体でも度々取り上げられてきた古典的テーマである。ただし、昨今、少子高齢化、人口減少、ICT技術の発達が進むなか、行政へのニーズも多様化している。さらに、新型コロナウイルス対策という未曾有の事態にも直面した。そうした様々なニーズに対し、自治体は限られた人的物的資源をもって応える必要があり、ときに民間の力、資源を活用しながら、従来の行政サービスの質を維持し、あるいは、より質の高いサービスの提供に努めていくことになる。時代に応じたニーズを把握し、それにフィットさせるための委託の活用という視点からすれば、このテーマは常に今日的なものでもある。

本監査においては、まずは監査の視点を整理し、委託の事務の流れに沿って検討すべき点を列記した。委託の目的に始まり、効果検証と改善に至るまで、言わば委託のライフサイクルを常に意識し、不断に改善を図ることが、行政サービスの質の維持、向上に役立つと考えている。委託の目的も時間の経過とともに変容しうる。

民間委託による経済性の発揮（コストダウン）は委託の効果の一側面にすぎない。特に、長年、民間事業者に委託を継続している場合には、コストダウンの効果は頭打ちしていることも多い。また、昨今の人件費高騰、物価高等をふまえ、安すぎないかという視点も持ち合わせる必要がある。このように発注者としても市況の動向を丁寧に踏まえ、価格の適切性を常に追求しなければ、民間事業者による適切な競争も確保できない。本監査の分析において、制限付き一般競争入札に付しても一者応札にとどまる案件が多く、かつ一者入札の場合の平均落札率も90%を超えていることが確認された。競争性が働いていない委託契約については、特に、価格の適切性の検討が必要と考える。

また、いうまでもなく、委託は決して民間への「丸投げ」ではない。仮に、民間へ事務を委託しても、その進捗や履行確認、効果検証と改善は欠かせない。今回も取り上げた新型コロナウイルスワクチン予防接種に関する市民向けコールセンター・ヘルプデスク運営業務の委託において、再委託会社の人員配置不足・水増請求が発生した問題は、発注者としての履行確認の重要性を改めて知らしめる重大事件であった。履行確認等の手法については、本監査の総論、各論において各所で取り上げた。

このように、委託を適切に管理するには発注者側として検討すべき点は多くあり、直営にはない手間がかかる。効果検証にあたっては、委託事務を管理していく人的コストをも考慮し、改めて委託の要否や契約方法を検討することも、また求められる。

吹田市には、幸い、委託の事務を所管室課が適切に行うための管理体制を構築する仕組みがある。入札等監視委員会や内部監査のチェックのほか、例えば、契約検査室が各種マニュアルやチェックリストを作成し、また、オープンデータによる契約情報の公開を行うなど、先駆的な取組みも行っている。本監査では、契約検査室には、さらに一歩進めて、委託契約事務の横断的な管理や統制を期待するものであ

るが、内部統制としての意味に加えて、吹田市内部における、発注者側のノウハウの集積、承継という観点からも重要な意味をもつと考えている。

最後に、本監査においては、契約検査室をはじめとする各室課には、質問書への回答、資料・情報提供要請への対応、対象契約に関する個別ヒアリングなど、監査の過程において多くのご負担をかけた。いずれの室課においても、誠実にご対応を頂いたことに対し感謝申し上げます。今後、本報告書の内容が吹田市の委託契約事務の一層の改善に活かされ、住民サービスの質の維持、向上につながれば、と願っている。

以 上